

三原市市有施設電力需給説明書

1 入札に付する事項

(1) 調達案件及び数量

- ア 案件1 三原市本庁舎 外 57 施設
- イ 案件2 三原市東部共同調理場 外 21 施設
- ウ 案件3 三原市清掃工場

(2) 仕様書

別紙1から別紙3のとおり

(3) 契約書（案）

別紙4のとおり

(4) 供給期間

令和6年4月1日0時00分から令和8年3月31日24時00分までとする。ただし、別紙仕様書で別に定めのある施設は仕様書によるものとする。

なお、落札者が中国電力株式会社との間で接続供給契約を必要とする場合で、計量器の交換及び通信端末の取付け等に係る手続きが上記始期に間に合わない場合は、当該手続き完了日の翌日以降で三原市と落札者が協議の上、決定した日の0時00分を始期とし、令和8年3月31日24時00分を終期とする。

2 契約書の作成

- (1) 契約書の内容は、別紙4「契約書（案）」を参照すること。
- (2) 契約は、積算内訳書に記載された基本料金及び電力量料金の単価（消費税及び地方消費税並びに地球温暖化対策のための税相当を含む金額）で行う。
- (3) 電気料金は、需要場所ごとに算定を行うものとし、毎月の基本料金、電力量料金の合計額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

3 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件について

- (1) 入札参加資格要件として、別紙5「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に示す合計点が70点以上であることを満たすこと。
- (2) (1)を証明するため、様式1「二酸化炭素排出係数等適合証明書」及び根拠資料を入札書提出時に合わせて提出すること。郵送の場合は、外封筒に入れて提出すること。（持参、郵送共に、入札書の入った内封筒には入れないこと）。複数案件応札する場合は、案件番号の最も若い外封筒に入れて提出すること。

4 電気料金の請求

- (1) 電気料金の請求は、全需要場所を集約して当該契約について一つにまとめ、書面により行うこととする。ただし、三原市から個別請求が必要な施設の要請があった場合は対応すること。
- (2) 請求の際には、書面の請求書の他に、需要場所ごとの内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を電子データ（CSV形式又はExcel形式）により提供すること。

5 三原市の契約解除権

当該入札に係る契約は、地方自治法 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結日に属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、その契約を変更又は解除することができるものとする。この場合において、三原市はその責めを負わないものとする。

6 その他

- (1) 本件入札及び契約書の作成に要した費用については、入札者又は契約の相手方の負担とする。
- (2) 予定使用電力量は、令和 4 年 10 月から令和 5 年 9 月までの使用実績に基づくものである。ただし、一部施設において過去の使用実績と異なることが予測される場合は、その内容を「別添資料 1～3」の備考欄に記載しているため確認・了承の上入札すること。なお、予定使用電力量は各施設の運用管理手法の変更や天候等により変動することがある。

使用電力料が 0 の月で基本料金を割り引くことができる場合、契約の履行においては基本料金を割り引くが、入札においては割引のない金額で入札する（積算内訳書も同様）こと。